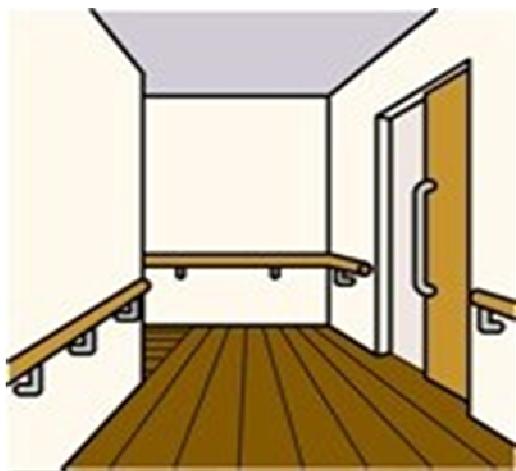


住宅改修 ご利用の手引き



京丹波町総合福祉課

事前申請が必要です

●介護保険の住宅改修をご利用できる方

- ①京丹波町にお住いの方で、
- ②要支援1、2または要介護1～5の認定を受けた方。
- ③自宅において自立した日常生活を営むためや、介護の負担を軽くするために、
- ④住宅改修費の支給対象となる住宅改修（段差の解消、手すりの取り付けなど）
を行う場合、申請によりその費用の一部が介護保険から住宅改修費として支給
されます。

●改修の前には必ず相談

改修できる住宅は、被保険者証に記載された住所に所在する住宅です。

住宅改修については、事前申請制度となっております。事前申請をせず改修を行った場合、改修内容が支給対象でない場合、申請書類に不備があった場合は、住宅改修費が支給されません。

改修前には担当のケアマネジャーに必ず相談するとともに、その改修内容が支給対象になるか分からない場合は、京丹波町総合福祉課高齢福祉係へご連絡ください。



介護保険制度では、介護を必要とする方が、住みなれた自宅で安心して生活できるように、小規模な改修を行なった場合、介護保険で費用の支給が受けられます。



介護保険の対象となる住宅改修の種類

	改修の種類	改修の具体的な内容
1	手すりの取り付け	廊下、トイレ、浴室、玄関、玄関から道路までの通路（玄関アプローチ）などに、転倒防止や移動補助のために手すりを取り付ける工事です。
2	段差の解消	居室、廊下、トイレ、浴室、玄関などの各室間の段差や、玄関アプローチなどの段差を解消するために敷居を低くしたり、スロープを設置したり、浴室の床をかさ上げするなどの工事です。
3	滑りの防止、移動の円滑化などのための床または通路面の材料の変更	居室を畳敷きから板張り、ビニール系床材に変更する・浴室の床を滑りにくいものに変更する・通路面を滑りにくい舗装材に変更するなどの工事です。
4	引き戸などへの扉の取り替え	開き戸を引き戸や折り戸、アコーディオンカーテンなどに取り替える工事です。扉全体の取り替えのほか、ドアノブの変更や戸車の設置も含まれます。
5	洋式便座などへの便器の取り替え	和式便器から洋式便器へ取り替えるなどの工事です。洋式便器の向きを変える工事も対象となります。
6	1～5の改修に伴い必要となる工事	<ul style="list-style-type: none"> ●手すり取り付けのための下地の補強 ●浴室の床の段差解消に伴う給排水設備工事 ●床材変更のための下地の補強や根太の補強 ●扉取り替えに伴う壁または柱の改修 ●便器の取り替えに伴う給排水設備工事 など

●利用限度額

要支援・要介護度にかかわらず、要介護（支援）者一人あたり20万円までです。ただし、1割（または2割、3割）は自己負担となりますので、介護保険から支給される額は18万円（または16万円、14万円）が上限となります。

※20万円を超える工事を行なった場合、超えた部分については、全額自己負担となります。

●給付方法

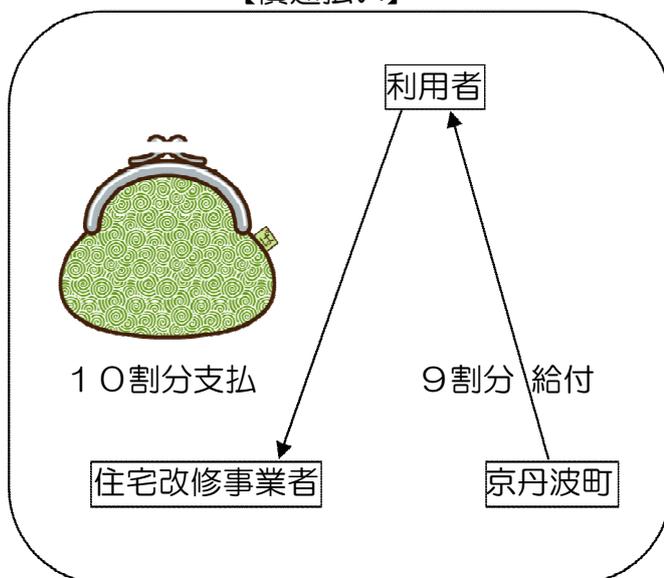
住宅改修費支給申請では、①償還払い制度、②受領委任払い制度のいずれかを選択して利用できます。

①償還払い制度：工事完了後に一旦費用の全額を払っていただいた後、自己負担分（1割分または2割分、3割分）を除く9割分（または8割分、7割分）を介護保険から給付します。

②受領委任払い制度：工事完了後に利用者は、自己負担分（1割分または2割分、3割分）のみをお支払いいただき、保険給付分（9割分または8割分、7割分）は、利用者から委任を受けた事業者へ、町から直接支払います。なお、受領委任払い制度の取扱事業者には、利用者から当該改修にかかる住宅改修費の受領に関する委任を受けた事業者です。

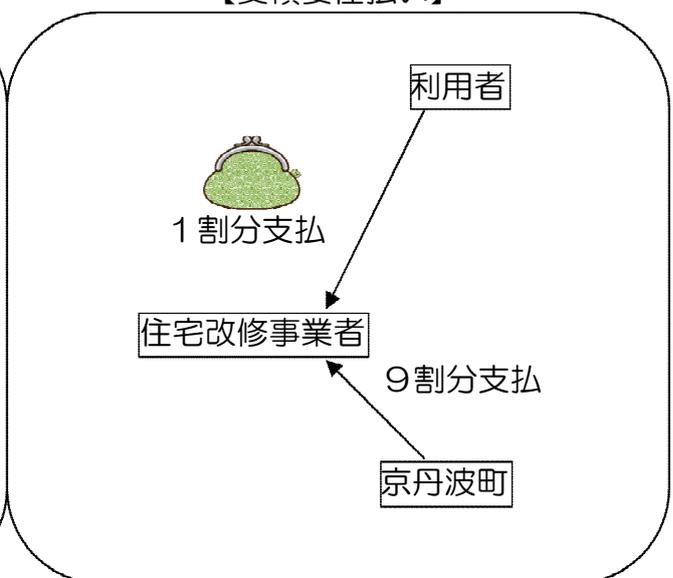
～お金の流れ～

【償還払い】



※一定所得者は8割分または7割分給付

【受領委任払い】



※一定所得者は8割分または7割分給付
利用者から事業者へは2割分または3割分支払い

●住宅改修工事の手続き

①事前申請

住宅改修を行う前に、担当のケアマネジャーに希望を伝え、改修の内容を相談します。その上で、改修を行なう場合は、担当のケアマネジャーに「住宅改修が必要な理由書」の記載を依頼します。

※改修内容が支給対象となるか分からない場合や、相談するケアマネジャー等がない場合は、着工前に総合福祉課高齢福祉係にご相談ください。その際、改修予定箇所の写真など、改修箇所の分かるものをご持参ください。



②事業者に見積もりを依頼

事前（承認）申請までに、必ず箇所ごとの改修前の写真（日付入り）を撮影しておいてください。

受領委任払いの取り扱いを希望する場合は、この段階で事業者と受領委任払い制度を利用することを合意しておいてください。



③事前（承認）申請【工事前】

住宅改修を行うにあたっては、工事着工前に次の書類を総合福祉課に提出願います。

○事前申請書

（償還払い制度と、受領委任払い制度では、申請書の様式が異なります）

○住宅改修が必要な理由書

（ケアマネジャー等が作成します）

○工事費内訳書

（必ず業者印の押印、被保険者あての見積書等であること）

○住宅改修予定箇所の写真（日付入り）

○住宅改修箇所見取図

○所有者の承諾書

（ご本人以外の方が、住宅の所有者である場合、所有者の承諾書が必要となります）



④確認・審査

提出いただいた書類に基づいて、住宅改修の内容等の確認（償還払い制度）または審査（受領委任払い制度）を行います。

○償還払い制度ご利用の場合

事前申請書類に不備が無ければ「事前申請承認のお知らせ」が送付されます。

○受領委任払い制度ご利用の場合

受領委任払い承認申請書類について審査を行い、「適当」と判断した場合、「承認します」と記載された「決定通知書」が送付されます。



⑤事業者へ施行を依頼

○償還払い制度ご利用の場合

「事前申請承認のお知らせ」が届いたら、改修に着手します。工事完了後「工事費内訳書」を受け取り、施工事業者へ費用の全額を支払い「領収書」を受け取ります。

○受領委任払い制度ご利用の場合

「承認します」と記載された「決定通知書」が届いたら、改修に着手します。工事完了後「工事費内訳書」を受け取り、施工事業者には費用額の1割分（または2割分、3割分）を支払います。「領収書」を受け取ります。



⑥支給申請

住宅改修費の支給申請にあたっては、総合福祉課高齢福祉係にご提出ください。

○支給申請書

（償還払い制度と、受領委任払い制度では、申請書の様式が異なります）

○領収書（領収日が記載された被保険者本人あてのもの）

○住宅改修後の写真（日付入り）（同方向・同箇所から撮影したもの）

○工事費内訳書（変更等がある場合）

○住宅改修箇所見取り図（変更等がある場合）



⑦支給決定

○償還払い制度ご利用の場合

「支給決定通知書」が被保険者あてに送付されます。支給決定された約一ヵ月後に被保険者が指定する金融機関の口座に住宅改修費が振り込まれます。

○受領委任払い制度ご利用の場合

「支給決定通知書」が被保険者あてに送付されます。支給決定された約一ヶ月後に施工事業者が指定する金融機関の口座に住宅改修費が振り込まれます。



介護保険を利用して行う住宅改修のトラブルには十分ご注意を！

たとえば、こんな事業者には**要注意**！

- 「役場、ケアマネジャーの紹介で・・・」と嘘をついて近づく。
- 「家を無料点検中」「家が壊れますよ」などといって訪れ、点検後に本来必要のない工事の契約を迫る。
- 依頼者の希望を聞かず、一方的に話を進めてしまう。

介護保険を利用して住宅改修をするときは、必ず事前に担当のケアマネジャーまたは地域包括支援センター、総合福祉課へご相談ください。